

## 行政不服審査法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的等

1 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てを行うことができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすること。

#### (第一条第一項関係)

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとする。 (第一条第二項関係)

#### 二 処分についての審査請求

行政庁の処分に不服がある者は、四及び五の定めるところにより、審査請求をすることができるものとする。 (第二条関係)

### 三 不作為についての審査請求

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、四の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができるものとする。 （第三条関係）

### 四 審査請求

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる場合の区分に応じた行政庁に対してするものとする。 （第四条関係）

- 1 処分等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分等

- 2 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（3に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- 3 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- 4 1から3までに掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

#### 五 再調査の請求の前置

行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に処分庁に対する再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができないものとする。 （第五条関係）

- 1 処分庁が、当該処分につき再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合
- 2 当該処分につき再調査の請求をした日から二月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
- 3 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

## 六 適用除外

次に掲げる処分及びその不作為については、二及び三の規定は、適用しないものとする。 (第六  
条関係)

- 1 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
- 2 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
- 3 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- 4 検査官会議で決すべきものとされている処分
- 5 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
- 6 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分
- 7 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づ

いてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分

8 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分

9 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分

10 外国人の出入国又は帰化に関する処分

11 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

12 この法律に基づく処分(第四の一の1の規定に基づく処分を除く。)

#### 七 特別の不服申立ての制度

六の規定は、六の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該

処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げないものとする。 (第七条関係)

## 第二 審査請求

### 一 審査庁及び審理関係人

#### 1 審理員

(一) 第一の四又は他の法律の規定により審査請求がされた行政庁（6の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（審理員となるべき者の名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者）のうちから第二の三に規定する審理員による審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならないものとする。ただし、次のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は二6の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでないものとする。 (第八条第一項関係)

(1) 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委

## 員会

- (2) 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
- (3) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関
- (二) 審査庁が(一)の規定により指名する者の除斥事由について所要の規定を整備するものとする事。  
(第八条第二項関係)
- (三) 審査庁が(一)に掲げる機関である場合又は条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合における特例を定めるものとする事。  
(第八条第三項関係)
- 2 法人でない社団又は財団の審査請求  
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができるものとする事。  
(第九条関係)

## 3 総代

多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができるも

のとし、共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、1(一)の規定により指名された者(以下「審理員」という。)は、総代の互選を命ずることができるものとする。ともに、総代について所要の規定を整備するものとする。 (第十条関係)

#### 4 代理人による審査請求

審査請求は、代理人によってすることができるものとし、代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができるとすること。 (第十一条関係)

#### 5 参加人

(一) 利害関係人(審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができるものとし、審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができるものとする。 (第十二条第一項及び第二項関係)

(二) 審査請求への参加は、代理人によってすることができるものとし、各自、(一)の規定により当該審



査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができるとすること。（第十二条第三項及び第四項関係）

6 行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置について所要の規定を整備するものとするこ  
と。（第十三条関係）

#### 7 審理手続の承継

審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継するものとし、審理手続の承継について所要の規定を整備するものとするこ。 （第十四条関係）

#### 8 標準審理期間

第一の四又は他の法律の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁とな

るべき行政庁以外のものをいう。9において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないものとする。こと。（第十五条関係）

## 9 審理員となるべき者の名簿

審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないものとする。こと。（第十六条関係）

## 二 審査請求の手續

### 1 審査請求期間

(一) 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日から三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日から一月）を経過したときは、することができないものとする。こと。（第十七条第一項関係）

(二) 審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）の日から一年を経過したときは、することができないものと

すること。(第十七条第二項関係)

## 2 審査請求書の提出

審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができるとある旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならないものとし、審査請求書に記載する事項について所要の規定を整備するものとする。 (第十八条関係)

## 3 口頭による審査請求

口頭で審査請求をする場合には、審査請求書に記載する事項を陳述しなければならないものとし、この場合において陳述を受けた審査庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならないものとする。 (第十九条関係)

## 4 処分庁等を経由する審査請求

審査庁となるべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができるとし、処分庁等を経由する審査請求について所要の規定を整備するものとする。

(第二十条関係)

## 5 誤った教示をした場合の救済

審査請求をすることができるとの処分につき、処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならないものとし、誤った教示をした場合の救済について所要の規定を整備するものとする。〔第二十一条関係〕

## 6 審査請求書の補正

審査請求書が2の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとし、審査請求人がその期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、審理員による審理手続を経ないで、五2(一)又は五6(一)の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができるものとする。〔第二十二條及び第二十三條關係〕

## 7 執行停止

(一) 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないものとする。 (第二十四条)

第一項関係)

(二) 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置 (以下「執行停止」という。) をとることができるものとする。 (第二十四条第二項関係)

(三) 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができるものとする。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできないものとする。 (第二十四条第三項関係)

(四) (二)及び(三)の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときを除き、執行停止をしなければならないものとする。 (第二十四条第四項関係)

(五) 審査庁は、(四)に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。 (第二十四条第五項関係)

(六) (二)から(四)までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができないものとする。 (第二十四条第六項関係)

(七) 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から三十三に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならないものとする。 (第二十四条第七項関係)

## 8 執行停止の取消し

執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができるものとする。

(第二十五条関係)

## 9 審査請求の取下げ

審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができるものとし、審査請求の取下げは、書面で行わなければならないものとする。 (第二十六条関係)

### 三 審理員による審理手続

#### 1 審理手続の計画的進行

審査請求人、参加人及び処分庁等 (以下「審理関係人」という。) 並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないものとする。 (第二十七条関係)

#### 2 弁明書の提出

(一) 審理員は、審査庁から指名されたときは、処分庁等が審査庁である場合を除き、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならないものとする。 (第二十八条第一項関係)

(二) 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。 (第二十八条第二項関係)

(三) 処分庁等は、弁明書に、次の区分に応じた事項を記載しなければならないものとする。 (第二十八条第三項関係)

(1) 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

(2) 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時  
期、内容及び理由

(四) 処分庁が次に掲げる書面を所持する場合には、(三)(1)に掲げる弁明書にこれを添付するものとする  
こと。 (第二十八条第四項関係)

(1) 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

(2) 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

(五) 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならないものとする。 (第二十八条第五項関係)

### 3 反論書等の提出

(一) 審査請求人は、2(五)の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書



面（以下「反論書」という。）を提出することができるものとし、この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする。 （第二十九条第一項関係）

（二） 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（13を除き、以下「意見書」という。）を提出することができるものとし、この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする。 （第二十九条第二項関係）

（三） 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならないものとする。 （第二十九条第三項関係）

#### 4 口頭意見陳述

（一） 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立人の所在その他の事由により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、当該申立てをした

者（以下4及び14（一）（2）において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないものとする。こと。（第三十条第一項関係）

（二）（一）の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、すべての審理関係人を招集して行わせるものとする。こと。（第三十条第二項関係）

（三）口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができるものとする。こと。（第三十条第三項関係）

（四）口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとする。こと。（第三十条第四項関係）

（五）口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分等に対して、質問を發することができるとすること。（第三十条第五項関係）

## 5 証拠書類等の提出

（一）審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができるものとする。こと。（第三十一条第一項関係）

(二) 処分等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができるものとする。 (第三十一条第二項関係)

(三) (一)及び(二)の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならぬものとする。 (第三十一条第三項関係)

## 6 物件の提出要求

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができるものとし、この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができるものとする。 (第三十二条関係)

## 7 参考人の陳述及び鑑定之要求

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができるものとする。 (第三十三条

関係)

## 8 検証

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができるとし、審査請求人又は参加人の申立てにより検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならないものとする。 (第三十四条関係)

## 9 審理関係人への質問

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができるものとする。 (第三十五条関係)

## 10 審理手続の計画的遂行

(一) 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、4から9までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるもの

とすること。（第三十六条第一項関係）

(二) 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、4から9までに定める審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるものとする。と。（第三十六条第二項関係）

(三) 審理員は、(一)又は(二)の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、4から9までに定める審理手続の期日及び場所並びに14(一)の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとし、当該予定時期を変更したときも、同様とするものとする。と。（第三十六条第三項関係）

## 11 審査請求人等による物件の閲覧

審査請求人又は参加人は、14(一)の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、この法律の規定により提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができるものとし、この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでな

ければ、その閲覧を拒むことができないこと。(第三十七条第一項関係)

## 12 手続の併合又は分離

審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができるものとする。 (第三十八条関係)

## 13 審理員による執行停止の意見書の提出

審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができるものとする。 (第三十九条関係)

## 14 審理手続の終結

(一) 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとするほか、次のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができるものとする。 (第四十条第一項及び

### 第二項関係)

(1) 審理員が定めた相当の期間内に、弁明書、反論書、意見書、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めた

にもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

(2) 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

(二) 審理員が(一)の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに15に規定する審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知するものとし、当該予定時期を変更したときも、同様とするものとする。 (第四十条第三項関係)

#### 15 審理員意見書

審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならないものとし、審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならないものとする。 (第四十一条関係)

#### 四 行政不服審査会等への諮問等

1 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組

織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。）の長である場合にあっては第四の二に規定する機関に、それぞれ諮問しなければならないものとする。 （第四十二条第一項関係）

（一） 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に第二の一（一）に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分が行われた場合

（二） 裁決をしようとするときに他の法律（条例に基づく処分については、条例）に第二の一（一）に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

（三） 4の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

（四） 審査請求が、行政不服審査会又は第四の二に規定する機関（以下「行政不服審査会等」という



。 ) によつて、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

(五) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(六) 五三(一)の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実行為を除く。)の全部を取り消し、又は五四(一)若しくは(二)の規定により審査請求に係る事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分を取り消すこと若しくは当該事実行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

(七) 五三(二)又は五六(三)に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

2 1の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならないものとする

こと。(第四十二条第二項関係)

3 1の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人)に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならぬものとする。 (第四十二条第三項関係)

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、1(一)に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が五6(三)に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができぬものとする。 (第四十二条第四項関係)

5 4に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が五6(三)に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができぬものとする。 (第四十二条第五項関係)

## 五 裁決

### 1 裁決の時期

審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（四一の規定による諮問を要しない場合（四一（二）又は（三）に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、四一（二）又は（三）に該当する場合にあつては四一（二）又は（三）に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならぬものとする。 （第四十三条関係）

## 2 処分についての審査請求の却下又は棄却

（一） 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものとする。 （第四十四条第一項関係）

（二） 審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却するものとする。 （第四十四条第二項関係）

（三） 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができるものと

し、この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならないものとする。 (第四十四条第三項関係)

### 3 処分についての審査請求の認容

(一) 審査請求に係る処分（事実行為を除く。以下3及び5において同じ。）が違法又は不当である場合（2(三)の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するものとする。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできないこと。 (第四十五条第一項関係)

(二) (一)の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、次に掲げる審査庁の区分に応じた措置をとるものとする。 (第四十五条第二項関係)

- (1) 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- (2) 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る事実行為が違法又は不当である場合（2(三)の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、その旨を宣言するとともに、次に掲げる審査庁の区分に応じた措置をとるものとする。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実行為を変更すべき旨を命ずることはできないこと。（第四十六条関係）

(一) 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

(二) 処分庁である審査庁 当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

#### 5 不利益変更の禁止

3 (一)又は4の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできないものとする。 （第四十七条関係）

#### 6 不作為についての審査請求の裁決

(一) 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しない

でされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものとする。 (第四十八条第一項関係)

(二) (一)に規定する場合を除き、審査請求に係る不作為が違法又は不当のいずれでもない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却するものとする。 (第四十八条第二項関係)

(三) 審査請求に係る不作為が違法又は不当である場合には、審査庁は、裁決で、その旨を宣言するとともに、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、次に掲げる審査庁の区分に応じた措置をとるものとする。 (第四十八条第三項関係)

- (1) 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- (2) 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

## 7 裁決の方式

(一) 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書により行わなければならないものとする。 (第四十九条第一項関係)

- (1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審理関係人の主張の要旨

(4) 理由 (1)の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。

(二) 四1の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、(一)の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならないものとする。 (第四十九条第二項関係)

8 裁決の効力発生

裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における3(一)及び4の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずるものとし、裁決の送達等について所要の規定を整備するものとする。 (第五十条関係)

9 裁決の拘束力

裁決は、関係行政庁を拘束するものとし、申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合等

の裁決の拘束力について所要の規定を整備するものとする。 (第五十一条関係)

## 10 証拠書類等の返還

審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、この法律の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件をその提出人に返還しなければならないものとする。 (第五十二条関係)

## 第三 再調査の請求

### 一 再調査の請求期間

1 再調査の請求は、処分があつたことを知った日から三月を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができないものとする。 (第五十三条第一項関係)

2 再調査の請求は、処分の日から一年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができないものとする。 (第五十三条第二項関係)

### 二 再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合

第一の五二に該当する場合において、第一の五二の規定により審査請求がされたときは、第一の五二



の再調査の請求は、取り下げられたものとみなすものとする。 (第五十四条関係)

### 三 二月後の教示

処分庁は、再調査の請求がされた日から二月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならないものとする。 (第五十五条関係)

### 四 再調査の請求の却下又は棄却の決定

再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下するものとし、再調査の請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却するものとする。 (第五十六条関係)

### 五 再調査の請求の認容の決定

1 再調査の請求に係る処分 (事実行為を除く。) が違法又は不当である場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するものとする。 (第五十七条第一

項関係)

2 再調査の請求に係る事実行為が違法又は不当である場合には、処分庁は、決定で、その旨を宣言するとともに、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するものとする。 (第五十七条第二項関係)

3 処分庁は、1及び2の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実行為を変更することはできないものとする。 (第五十七条第三項関係)

#### 六 決定の方式

四及び五の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書により行わなければならないものとし、処分庁は、当該決定書に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨(却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨)並びに審査庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならないものとする。 (第五十八条第二項関係)

#### 七 審査請求に関する規定の準用

審査請求に関する規定は、再調査の請求について準用するものとし、この場合における読替えについ

て定めるものとする。 (第五十九条関係)

#### 第四 行政不服審査会等

##### 一 行政不服審査会

##### 1 設置及び組織

##### (一) 設置

(1) 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。 (第六十条第一項関係)

(2) 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとするほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。 (第六十条第二項及び第三項関係)

## (二) 組織

### (1) 会長及び委員

審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する会長及び委員二十三人で構成するものとともに、会長及び委員の任命、服務等について、必要な規定を設けること。(第六十一条及び第六十二条関係)

### (2) 専門委員

審査会は、専門の事項を調査させるため、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する専門委員を置くことができるものとする。(第六十三条関係)

### (3) 合議体

審査会は、会長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体又は会長及び委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議するものとする。(第六十四条関係)

(4) 事務局

審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置くものとする。 (第六十五条関係)

2 審査会の調査審議の手續

(一) 審査会の調査権限

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第二の四一の規定により審査会に諮問をした審査庁 (以下2において「審査関係人」という。) にその主張を記載した書面 (以下2において「主張書面」という。) 又は資料の提出を求めること、  
適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができるものとする。 (第六十六条関係)

(二) 意見の陳述等

審査会は、審査関係人から申立てがあつた場合には、審査会が、その必要がないと認める場合を除き、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬものとし、審査関係人は、主張書面又は資料を提出することができるものとする。 (第六十七条及び第六十八条関係)

(三) 委員による調査手続

審査会は、必要があると認める場合には、その指名する会長又は委員に、(一)の規定による調査をさせ、又は(二)の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができるものとする。 (第六十九条関係)

(四) 提出資料の閲覧

審査関係人は、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧を求めることができるものとし、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとする。 (第七十条関係)

(五) 答申書の送付等

審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 (第七十一条関係)

3 雑則

この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第七

十二条関係)

二 地方公共団体に置かれる機関

1 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くものとし、一2(一)から(五)までの規定は、当該機関について準用するものとする。 (第七十三条第一項及び第二項関係)

2 1に定めるもののほか、1の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めるものとする。 (第七十三条第三項関係)

第五 補則

一 審査庁等の教示

行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下一において単に「不服申立て」という。)をすることができる場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないものとし、審査庁等の教示について所要の規定を整備するも

のとする事。 (第七十四条関係)

二 教示をしなかった場合の不服申立て

行政庁が一の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することが出来るものとし、教示をしなかった場合の不服申立てについて所要の規定を整備するものとする事。 (第七十五条関係)

三 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとする事。  
(第七十六条関係)

四 罰則

守秘義務に違反した審査会の会長又は委員に対する罰則について所要の規定を設ける事。 (第七十条関係)

第六 その他

一 施行期日



この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の規定は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

## 二 準備行為

第四の一 1 (二)(1)の審査会の会長及び委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、行うことができるものとする。 （附則第二条関係）

## 三 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第三条及び第四条関係）

## 四 その他の経過措置の政令への委任

三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 （

附則第五条関係）